

「PMK イニシアティブ」 運営規約

第1条(名称)

本会は、「PMK イニシアティブ」と称する。(以下、「本会」と称する。)

(英文名:PMK initiative)

第2条(目的)

本会は、大阪バイオ・ヘッドクォーターと協働し、主に大阪における研究開発に取り組むライフサイエンス関連中小・ベンチャー企業の成長促進を図ることを目的とする。

第3条(活動)

- (1)最先端の学術的研究会・テーマ別勉強会の開催
- (2)ビジネスマッチング機会の提供
- (3)その他目的を達成するために必要な活動

第4条(会員)

本会の会員は下記により構成する。

- (1)一般会員(支援対象企業)

大阪・関西のライフサイエンス関連中小・ベンチャー企業※とする。

- (2)特別会員(協力企業)

ライフサイエンス関連企業で(1)以外の企業

- (3)アドバイザー会員

大学・研究機関・支援機関・自治体等

第5条(入退会)

入会の条件は下記要件を満たし、役員会の承認を得ることとする。

- (1)本会の目的に賛同する団体または個人
- (2)営業活動を目的としないこと
- (3)反社会的勢力との関係を有していないこと。
- (4)政治的活動を目的としないこと。

上記入会条件を満たさなくなると判断された場合には、役員会の承認を得て、退会させることができる。

なお、会員は、本会事務局に退会を申し出ることにより、退会することができる。

第6条(会費)

本会の会費は無料とする。

第7条(役員)

本会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1名 (本会を代表し、会務を統括する)
- (2)副会長 2名以内 (会長の補佐)
- (3)幹事 6名以内 (会長、副会長を補佐し、会務・運営を担う)

第8条(役員任期)

役員任期は、2年とする。ただし、更新を妨げない。

第9条(役員会の所掌事務等)

- (1)役員会は本会の運営に関することを所掌する。
- (2)役員会では、運営規約の改正、事業計画、新規入会の承認、その他本会の運営に関する重要な事項を審議する。
- (3)本会の議決は、多数決により行う。
- (4)この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第10条(事務処理)

本会の事務処理は、大阪府が担う。

附則

(施行期日)

本規約は、平成30年6月21日から施行する。

以上

※資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(出典) 中小企業庁「中小企業者の定義」